

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-8)

政策分野名	持続可能な農業生産を支える取組の推進					公表時期	平成23年11月			
担当部局名	生産局 〔 生産局農業環境対策課/畜産企画課 〕					政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展			
政策の概要	<p>農業が、環境の保全に配慮しつつ、国民が求める食料の安定供給等の役割を果たすことが求められている中、持続可能な農業生産を支える取組を推進する。 このため、たい肥等による土づくりと化学肥料^(注1)、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組もうとする環境保全効果の高い営農活動の促進や有機農業^(注2)を一層拡大するための施策を行う。</p>									
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 2 (8)持続可能な農業生産を支える取組の推進					評価実施予定時期	平成24年度			
施策(1)	環境保全効果の高い営農活動の促進									
目標①	環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) エコファーマー ^(注3) 累積新規認定件数	221,102件	21年度	340,000件	26年度	269,000件	293,000件	317,000件	340,000件	—	<p>たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の増加は、環境保全型農業の推進に直接つながることから、目標として設定した。 平成22年3月末時点のエコファーマーの累積新規認定件数(新規認定件数とは、初めてエコファーマーの認定を受ける者の件数)は、221,102件である。 エコファーマーの認定は、平成11年度から開始されているが、1年間当たりの新規認定数が2万件を超えた平成15年度から平成21年度までのうち、「農地・水・環境保全向上対策」の営農活動支援の影響で認定数が大幅に増えた18、19年度を除いた分の平均より、1年間当たりの新規認定数を24,000件とする目標を立てた。</p>

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準値	基準年度	目標値	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(イ) 酪農経営の苦情(悪臭、水質汚濁関連)発生割合	2.9%	18~22年度 (5中3平均)	2.5%	27年度	2.82%	2.74%	2.66%	2.58%	2.50%	酪農経営の規模拡大や地域における混住化が進行する中で、環境への国民の関心の高まり等を背景に、環境対策が一層大きな課題となった。酪農経営に起因する苦情の内容の多くは、悪臭や水質汚濁関連となっており、これらの環境問題に対して適切に対応し、苦情発生を減少させることは、酪農業を持続的に発展させ、環境保全効果の高い営農活動の促進に有効であることから、目標として設定した。 直近5年間(18~22年度)の酪農経営の苦情(悪臭、水質汚濁関連)発生割合(苦情発生戸数/酪農家戸数)の5中3平均2.9%を基準値とし、22年度2.7%までの減少幅▲0.2%の2倍である▲0.4%を27年度までに減少させることを目標として、各年度、一定割合(▲0.08%)で減少させ27年度までに2.5%とすることとした。
(ウ) 化学肥料の使用量の低減	1,317,137 純成分ト	19年度	1,303,400 純成分ト	24年度	1,311,700 純成分ト	1,308,900 純成分ト	1,306,200 純成分ト	1,303,400 純成分ト	—	エコファーマーが環境に配慮した農業生産を実施するため、土壌診断を行った上で、局所施肥や有機質肥料の施用等の技術により適正な施肥を実施することによって減少が見込まれる化学肥料(窒素、りん酸、加里の合計量)の量を目標値として設定した。 1年間の化学肥料の削減量は、年間のエコファーマー新規認定目標件数:24,000件×エコファーマーの1件当たりの平均取組面積:1ha×化学肥料の需要量の推計値(平成元年から平成19年までの化学肥料の需要量の推移から推計):286kg/ha×エコファーマーの導入計画に基づく化学肥料の低減割合(平成21年度調査):40%=削減量:2,746t/年 ※評価実施時期に、評価対象年度及び前年度の実績値を把握できないことから、年度毎の目標値は、前々年度の値を記入している。
施策(2)	有機農業の取組の拡大									
目標①	有機農業により生産される農産物の消費喚起及び利用拡大									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 有機JAS認定農産物 ^(注4) の 生産量	100.0% (53,446トン)	19年度	150% (80,404トン)	26年度	110.1% (59,106トン)	112.9% (60,577トン)	125.3% (67,186トン)	137.6% (73,795トン)	150% (80,404トン)	<p>農業者が有機農業に容易に取り組み、また、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、生産、流通、販売及び消費の各側面における各種取組が求められているが、各種取組結果を測る客観的な指標の設定については、有機農業に関する基礎的なデータが不十分であることから、当面の間、公表されている有機JAS認定農産物の格付数量をもとに目標を設定した。また、有機農業推進法に基づく有機農業の推進に関する基本方針について、24年度中に制定から5年が経過することから、しかるべき時期に見直しを行うこととしている。そのため政策目標については、同基本方針の見直しに合わせて改定する予定である。</p> <p><政策目標を50%の増加率とする理由> エコファーマーについては、目標年度の26年度までに1.5倍(22万人→34万人)に増加させることを目標としている。そのため、環境保全型農業の一つである有機農業についても、同程度の拡大を目標とする。 なお、有機農業は、生産開始後、技術の安定に概ね3年程度を要するため、米や野菜などの有機JAS農産物の認定についても経営の安定する3年目に申請が行われることが一般的である。このため、平成22年度に有機農業の推進に関する各種施策を開始し、その施策効果として、有機JASの格付け数量が拡大するのは、平成24年度からと見通した。ただし、平成23年度までの間は、過去の平均増加分と同様に推移するものと見込み、過去5年間の推移から5中3の平均(1,471t/年)を増加量と見込んだ。また、平成24～26年度において目標達成値まで一定割合で増加(6,609t/年)するものと見込んだ。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。</p>

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農業環境対策課調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合 = (当該年度までの新規認定件数 - 21年度基準値) / (当該年度の目標件数 - 21年度基準値) × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(1)	目標①	指標(イ)	把握の方法	「畜産経営に起因する苦情発生状況」(生産局畜産部畜産企画課調べ)及び「酪農経営戸数」(畜産統計)により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合 = (基準値 - 当該年度の実績値(過去3年平均)) / (基準値 - 当該年度の目標値) × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

		指標(ウ)	把握の方法	技術普及課調査資料により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度までの化学肥料需要量-19年度基準値)/(当該年度の目標需要量-19年度基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	JAS法施行規則に基づく登録認定機関からの報告値により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=各年度における有機JAS認定数量の対前年増加量/1,471t×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1 化学肥料	化学的により製造された肥料。
注2 有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
注2 エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥の施用等の土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。
注4 有機JAS認定農産物	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき制定された有機農産物の日本農林規格に則り、たい肥等で土づくりを行い、種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用していないことを第三者認証された田畑で栽培した農産物。遺伝子組換えの種苗は使用せず、栽培中も禁止された農薬、化学肥料は使用しない。

政策手段一覧（政策分野名：8. 持続可能な農業生産を支える取組の推進）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況/＜減収見込額＞ 下段：(執行額)/(＜減収額＞) (百万円)		23年度 当初予算額/ ＜減収見込額＞ (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	地力増進法 (昭和59年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(ウ)	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規程。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。
(2)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-①-(ウ)	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。
(3)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	(1)-①-(イ)	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を規程。適切な家畜排せつ物管理を促進することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。
(4)	有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	—	—	—	(2)-①-(ア)	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規程。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。
(5)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連：政策分野2、3、5)	55,739の内数 (39,432の内数)	22,664の内数 (21,486の内数)	3,127の内数	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	持続可能な農業生産を推進するために必要な施設整備等を支援する。堆肥を利用した土づくりの推進に資する有機物供給施設等を整備することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。
(6)	酪農環境負荷軽減支援事業 (平成18年度) (関連：政策分野2)	4,500 (4,500)	2,905 (2,905)	6,347	(1)-①-(イ)	環境負荷軽減効果の高い営農活動を実践する酪農経営に対し、飼料作付面積に応じて奨励金を交付する。たい肥の適正還元等の環境保全効果の高い営農活動を推進し、環境負荷軽減に配慮した酪農経営の確立に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(7)	生産環境総合対策事業(地球温暖化対策推進分) (平成20年度) (主、関連:政策分野19)	1,465 (629)	1,021 (910)	603	(1)-①-(ア) (1)-①-(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> 全国の農地約3,800点において、土中炭素量等の調査を実施 施設園芸からの温室効果ガス排出量を削減するための先進的な加温設備の導入や新技術の開発・実証を支援 地球温暖化適応の取組を支援 温室効果ガスの排出量を削減した営農活動を支援すること等により、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。
(8)	農畜産業機械等リース支援事業のうち施設園芸省エネ設備導入型 (平成23年度) (関連:政策分野2、19)	—	—	304	(1)-①-(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 農業者グループに対し、施設園芸から排出される温室効果ガスの削減に資する省エネルギー設備や先進的加温設備の導入を支援する。循環扇、内張りの多層化等の省エネルギー設備を整備することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。
(9)	生産環境総合対策事業(農業生産環境対策分) (平成21年度) (主、関連:政策分野4)	9,385 (834)	310 (251)	261	(1)-①-(ア) (1)-①-(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> 施肥指導体制の強化や土壌診断に基づいた適正施肥等の取組を支援 エコファーマーの技術向上及び情報の共有を図るため、全国組織の円滑な運営に向けた取組への支援を実施 農作物中のカドミウム濃度の実態を把握するための調査を実施 エコファーマーの認定件数の増加を図るとともに、その取組を支援すること、及び化学肥料の低減に取り組む農業者を支援することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。
(10)	環境保全型農業直接支援対策 (平成23年度) (主、関連:政策分野19)	—	—	2,909	(1)-①-(ア) (1)-①-(ウ) (2)-①-(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動(カバークロープ、冬期湛水、有機農業等)に取り組む場合、支援を実施 平成22年度まで先進的営農支援に係る交付金の支給対象となっていた農業者グループが、協定に基づき行う化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に対して支援を実施 等 意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、幅広く支援を行うことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。また、有機農業者に対しても直接支援を実施することにより、有機農業の取組が拡大し、有機農業により生産される農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。
(11)	生産環境総合対策事業(有機農業推進分) (平成19年度) (主、関連:政策分野19)	123 (123)	108 (108)	104	(2)-①-(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業への参入促進、有機農業に関する普及啓発、有機農業の実態把握のための調査、有機農業の標準的栽培技術の体系化等の取組を支援する。有機農業技術の確立・普及や実需者の有機農産物への理解促進等により、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(12)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連: 政策分野1、2、11、19)	—	2,797の内数 (1,399の内数)	11,557の内数	(2)-①-(ア)	有機農業による産地の販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化等の取組を支援する。産地の新たな販路の確保や実需者のニーズに応える有機農産物の供給力を強化することにより、有機農業により生産される農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。